

急

(電子メール施行)

令和2年5月5日

宮城県中小企業団体中央会会長 殿

宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部
宮城県危機管理対策本部
本部長 宮城県知事 村井嘉浩

新型コロナウイルス感染拡大防止のための宮城県における緊急事態措置等について
(依頼)

このことについて、令和2年5月7日から5月31日までの実施期間、全県を実施区域として、下記の要請を行いましたので御承知願いますとともに、貴団体所属の各事業者に対して周知くださいますようお願い申し上げます。

記

1 要請の概要

(1) 外出の自粛要請等

- 不要不急の帰省や旅行など、県境をまたいでの移動は自粛するよう要請。
- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出については、年齢等を問わず、自粛を要請。
- これら以外に外出する場合は、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を求める。「新しい生活様式」については「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」等を参考とする。

(2) 職場における感染防止対策等に係る取組の要請

- 事業者に対し、引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進するよう、協力を依頼。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう、協力を依頼。

(3) 催物（イベント等）開催の自粛の要請

- クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛を要請。
- 特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請。
- 感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、主催者に対し、リスクの態様に応じて適切に対応するよう要請。

(4) 施設における感染防止対策の徹底の要請

- 施設管理者に対し、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底や施設類型ごとの留意事項に基づく対応について、強く要請。
- 施設管理者に対し、利用者が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応を行うよう要請。
- 事業者及び関係団体に対し、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることを要請。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続するよう依頼。

2 備考

要請の具体的な内容や対象施設については下記ホームページに掲載しております。

<新型コロナウイルス感染症対策サイト：<https://www.pref.miyagi.jp/site/covid-19/>>

【この通知に関する団体からのお問合せ】

経済商工観光部商工金融課商工団体指導班

TEL : 022-211-2743

【緊急事態措置等に関する個別事業者からのお問合せ】

緊急事態宣言相談ダイヤル TEL : 022-211-3332